

受刑者の人権 外部交通権を中心に

多田 庶弘

Abstract

Human Rights Committee considered the 4th periodic report of the government of Japan (CCPR/C115/Add.3 and Corr1) and adopted concluding observations that is deeply concerned at any aspects of prison system in Japan (CCPR/C79/Add.102).

Prisoners in Japan are severely restricted with respect to visit and correspondence with persons. These restrictions violate article 10 (1) and (3), article 17 of the International Covenant on Civil and Political Rights. And the monitoring of conversations between prisoners and their attorneys during visits violates of the Covenant.

I think that the treatment of prisoners in Japan is not in adequate compliance with International Human Rights Law (ex the Covenant, Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners and Body of Principle for the Protection of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment etc).

This Study examines the Prison Act, especially the problem with the present situation of prisoner's contacts with the outside world.

キーワード……監獄法 国際人権法 受刑者の人権 外部交通

1. はじめに

国連の規約人権委員会は日本政府の第4回定期報告書(CCPR/C115/Add.3 and Corr1.)を審査し、それに対する最終所見¹⁾を採択した。そこではわが国の刑務所制度に対する深い懸念が示されている。

朝日新聞の社説で「日本では当たり前、あるいは許容範囲にあると思われていても、世界の人権専門家の目には問題ありと映る制度がなんと多いことか。そのギャップを改めて痛感させられる」²⁾と示されているように人権に関する問題はもはや1ヶ国だけのことではない。

市民的及び政治的権利に関する国際規約 (INTERNATIONAL COVENANT ON CIVIL AND POLITICAL RIGHTS 以下B規約) 10条は「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間固有の尊厳を尊重して取り扱われる。」と定めている。ここで示されているように受刑者にも「人

受刑者の人権（多田）

間固有の尊厳」に基づく処遇が行われなければならない。

そこで本稿では監獄法³⁾の問題を主に外部交通（面会と信書の発受）を中心に国際人権法⁴⁾の視点を含めて若干の考察を行う。

2. 面会

受刑者の外部交通権の権利について、憲法上は明文として定められているわけではない。

しかし、憲法 13 条、19 条、21 条などから導かれる不可欠の権利と考えられる。最高裁は（事例は未決拘留者における新聞図書等の閲覧の自由に関して争われたものである）およそ各人が、自由にさまざまな意見、知識、情報に接しこれを摂取する機会をもつことは、その者が個人としての自己の思想及び人権を形成・発展させ、社会生活の中にこれを反映させていくうえにおいて欠くことのできないものであり、また民主主義における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本原理を真に実効あるものたらしめるためにも、必要なところである。それゆえ、これらの意見、知識、情報の伝達の媒体である新聞、図書等の閲覧の自由が憲法上保障されるべきことは、思想及び良心の自由の不可侵を定めた憲法 19 条の規定や表現の自由を保障した憲法 21 条の規定の趣旨、目的から、いわば派生の原理として当然導かれるところであり、またすべての国民は個人として尊重される旨を定めた憲法 13 条の趣旨に沿うゆえんでもあると考えられる。」⁵⁾と示しており、外部交通権は基本的な人権の 1 つと思われる。

しかし、自由権の執行に伴う身体的な拘束がなされる以上、一定の制限は受けることになる。外部交通に関するそれらの制限は監獄法 45 条～50 条、同法執行規則および行刑累進処遇令において定められている。

だが、これらの制限は受刑者の外部交通の権利を不当に侵害している面がたぶんにあると思われる。以下において検討する。

(1) 親族との面会

監獄法 45 条 1 項は「在監者ニ接見センコトヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス」と定めているが 2 項では「受刑者及ビ監置ニ処セラレタル者ニハ其親族ニ非サル者ト接見ヲ為サシムルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場合ニハ此限ニ在ラス」としており、これは原則として親族⁶⁾⁷⁾以外の者との面会は認めないということである。

特に 4 級受刑者⁸⁾は行刑累進処遇令により親族及び保護関係者⁹⁾に限ってのみしか面会が認められていない。(61 条)

またその面会の許可権は刑務所長にあり、許可・不許可は刑務所長の裁量による¹⁰⁾とされる。

受刑者の法的な地位に関しては、かつては法律によることなく制限が可能であるという特別権力関係¹¹⁾と唱えられていたが、近年においては受刑者の人権の制限には具体的な法律の根拠

が必要であるとし、特別権力関係は否定されるかの傾向がみられる¹²⁾ようになっている。

行刑の近代化・法律化・国際化を掲げて監獄法の改正作業¹³⁾が行われてきたのは受刑者の法的な地位を確立するためと解され、少なくとも刑務所長の裁量により受刑者の権利が制限されることは否定されるべきである。

判例においては、受刑者とその配偶者の面会を禁じたことは裁量を逸脱する違法なものと判示¹⁴⁾したのものがある。本件は被告 A が服役の開始直前に配偶者となった妻 B との接見や信書の発受を一律に拒否されたことについて争われたものである。

判決では裁量権の行使が「受刑者の改善更正の見地からしても、およそ事実の基礎を欠くものであったり、全く合理性を否定できず社会観念の上からみて裁量権の範囲を逸脱し、或いはこれを濫用したと評価せざるを得なかった場合には」違法となるとしている。だが一方で「法は親族との接見やその発受についても、なお、刑務所の長が受刑者の改善更正の見地からする裁量により、その許否を決することができるものとしていると解すべきである」としており、刑務所長の裁量を認めている。

特に本件の場合には、A が中核派の同調者であり、その支持者である B との婚姻の届出は中核派との関係を維持する目的があり、矯正教育上有害な事態になるので刑務所は面会を認めなかった。しかし、このような社会復帰後の行動を予測して接見を制限することは思想・良心の自由（憲法 19 条）、結社の自由（憲法 21 条）を侵害するもの¹⁵⁾といえる¹⁶⁾のであり、「受刑者の教化改善」がなにを基準としているのかには疑問の余地も残る。

もちろん、受刑者とすべての親族との面会が無条件で認められないにしても、原則として親族の者との面会も含めて、面会は広く認められるべきである。

B 規約は 17 条で「何人もその私生活、家族、住居もしくは通信に対して恣意的若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。」とし、最低基準規則では「被拘禁者は、必要な監督のもとに、一定の期間において、自己の家族および信用に足りうる友人と通信および面会により交通することが許されなければならない。」（第 37）としている。さらに保護原則でも受刑者は家族との面会を十分にできる機会が与えられるべき旨を示している。

しかし、監獄法はそれらの国際人権法の理念とはかけ離れているといわざるを得ない。

原則として親族以外の者との面会を認めないならば、親族がいない者、あるいは親族が面会に来ない者は、刑務所にいる間外部の者との接触が皆無になることも考えられる。

受刑者にとっては「外部交通があるかないかは出所後希望がもてるか、もてないかということです。それが精神的な支えともなる」¹⁷⁾という証言があるように受刑者の外部の者との面会は切実な問題であるがゆえに、国際人権法に沿った処置がとられる必要があると思われる。

また、仮に制限をする場合には刑務所長の裁量ではなく、法律に基づく必要があり、その制限が妥当かどうかを受刑者が審査を申請できる、第三者機関が作られる必要があるのではないか。

(2) 弁護士との面会

受刑者と弁護士との面会も必ずしも自由とはいえない。いやむしろ親族以外の者との面会であり、例外的に認められるもの¹⁸⁾と考えられている。

しかし、弁護士との面会は裁判を受ける権利の観点からも例外的に認められるべきものとは解されない。

刑務所長が民事訴訟をするかどうかの相談をするための受刑者と弁護士との面会を拒否した行為は違法かどうか争われた事例においては、「民事訴訟を提起するか否かは弁護士と接見し相談のうえ決定するのが一般的であるから、仮に民事訴訟を提起することが具体的に決定していなくても（略）原則として認めるべきであり、何らかの特段の事情がないのに接見を拒否することは、裁量権の範囲を逸脱し違法となる」とし「刑務所長の接見拒否の処分は、裁量の範囲を逸脱した違法なものである」¹⁹⁾ことを示した。

本件は受刑者と弁護士の接見が裁判を受ける権利の一環であり、保護されなければならないとしている点で注目し得る²⁰⁾といえるのであり、受刑者と弁護士の接見が裁判を受ける権利と結びついた、より重要な権利であることを示したものと見えよう。

しかし、控訴審²¹⁾では接見を制限した刑務所長の処分は違法ではないとした。そこでは受刑者の接見については「『特ニ必要アリ』と認められる場合に例外的に親族以外の者との接見が許されるにすぎない。（略）『特ニ必要』がある場合に当たるかどうかの判断は、刑務所長の合理的な裁量に委ねられているものと解するのが相当である」とした。もちろん「裁量権も無制限なものではない」ことは示されてはいるが、原審の判断を認めなかった判決は、受刑者の裁判を受ける権利を大きく後退させたものといわざるを得ない。

さらに問題なのが、接見には監獄官吏が立会うものとされている（執行規則 127 条）点である。接見における立会いは逃走・不法な物品の授受、その他事故を防止するための戒護上の措置とされている（執行規則 127 条 2 項）。

しかし、そのためだけならば弁護士との接見に刑務所職員が立会う必要は必ずしもあるとはいえないであろう。また、処遇上参考となすべきことを見つけた場合には、要旨を身分帳簿²²⁾に記載されることになっており（執行規則 138 条）弁護士との間でも実際には会話は聞かれており、自由に会話ができる状況とは解されない。

仮に受刑者が刑務所や刑務所の職員を相手に訴訟を起こそうと考えている場合には、原告（受刑者）側にとっては著しく不利な状況に置かれるのであり、公正な裁判が妨げられる可能性がある。

立会いに関しては、刑務所職員に暴行を受けたとして国家賠償請求訴訟を起こした受刑者 A が弁護士との民事訴訟の打ち合わせに対して

刑務所を実質的な被告とするので刑務所職員の立会いなしの接見の許可
打ち合わせのための 30 分以上の接見の許可

を求めたところ、刑務所職員の立会いと接見時間を30分以内とした所長の措置に対して争われた事例がある。

一審の徳島地裁は²³⁾刑務所長の措置を違法として国に慰謝料の支払いを命じている。

特に本件において注目すべきなのはB規約14条との関係が争われたことである。原告側は憲法98条2項はわが国が締結した条約が一般の法律に優位する効力を認めているのであるから、接見における監獄法の解釈はB規約14条を基準になされるべきである。

B規約14条には受刑者の接見交通権が含まれており、民事訴訟を提起するために弁護士と接見する権利があるので、その接見に刑務所職員が立会わないことや十分な時間が認められることは保障されている。

と主張した。

判決ではこの点についてはまず「B規約は、自由権的な基本権を内容とし、当該権利が人類社会のすべての構成員によって享受されるべきであるとの考え方に立脚し、個人を主体として当該権利が保障されるという規定形式を採用しているものであり、このような自由権規定としての性格と規定形式からすれば、これが抽象的・一般的な原則等の宣言にとどまるものとは解されず、従って国内法としての直接的効力、しかも法律に優位する効力を有するものというべきである」とし、条約の解釈としてはウィーン条約²⁴⁾が一定の指針となりうるとしている。そのうえでB規約14条1項は「受刑者が民事事件の訴訟代理人たる弁護士と接見する権利を保障していると解するのが相当であり(略)監獄法及び同法執行規則の接見に関する条項もB規約14条1項の趣旨に則って解釈しなければならない」とした。

については「B規約14条1項及び憲法の趣旨並びに接見の権利の重要性に鑑みると、これが全くの自由裁量であると解することはできない」とし、本件のような事例では原則許可すべきであって、特段の事情のない接見の拒否は裁量権の逸脱で違法と示した。

これに対して双方が控訴した。控訴審²⁵⁾においては大筋で原審を支持するとともに、原審において処遇上の目的を達成するために合理的範囲にとどまるものと認められていた刑務所職員の立会いについて、立会いがなされてその内容が知られる状態では十分な会話ができず「武器の平等の原則」に反するもので、裁判の構成力が妨げられるとし、原審よりも踏み込んだ判断を下した。

しかし、最高裁²⁶⁾においては接見時間の制限、刑務所職員の立会いはB規約14条に違反しないとした。また、その制限や立会いは受刑者の教化上の必要により、その判断は刑務所長の裁量によると判断した。

受刑者と弁護士との接見に刑務所の職員が立会うことがB規約14条の保障する権利の侵害となるかどうかを結びつける重要な要素は、ヨーロッパ人権裁判所²⁷⁾の裁判例²⁸⁾であるとされる。前述の徳島地裁においても「B規約の解釈にあたっては国際被拘禁者保護原則やヨーロッパ人権条約6条²⁹⁾の解釈が参考にされなければならない」とし、なぜならば「ヨーロッパ人権

受刑者の人権（多田）

条約 6 条は B 規約 14 条と同様の規定であるところ、その中には受刑者の接見交通権が黙示的に含まれており、受刑者は民事訴訟を提起するために弁護士と接見する権利を有するとともに、その接見に刑務官が立会うことは同条に違反するとされているのである。したがって、B 規約 14 条 1 項においても受刑者と弁護士との十分な時間の、かつ、刑務官の立会いなしの接見が保障されていると解すべき」だからと示している。

ヨーロッパ人権条約はヨーロッパ諸国の間で締結されているもので、ヨーロッパ地域にないわが国はその条約には当然批准していない。しかし、同条約は以後の人権文章の起草において少なからず影響を与えているもの³⁰⁾といわれており、わが国の行刑においても参考にすべきものと思われる。

だが行刑当局者は指摘する。行刑の批判論者は B 規約や他の国連諸基準の権利保護条項を論拠として展開することが多いが、これは間違いである³¹⁾と。そこにおいては、特に（B 規約以外の）国際準則は尊重される必要はあるが、ある種の努力目標といっているようにも窺える。

しかし、人権は普遍的なものであると考えられる以上、国勢人権法の観点が無視されることがあってはならない。

少なくとも受刑者の面会は、いかにして面会をさせないか刑務所側が苦勞しているように思われる³²⁾と考えられている状況は早急に改善されなければならない。

この点からも受刑者と弁護士との接見には無立会いであり、時間も基本的に制限を設けるべきではない。また親族との接見に関しても、より広く保障されるべきである。

3. 信書

(1) 懲役受刑者

受刑者の信書の発受については、原則として親族以外の者とは禁止されている（法 46 条 2 項）。また、不相当と認められるものの発受は許されない（法 47 条 1 項）。そしてそれらの発受信は、すべて刑務所長の許可によってのみ認められる³³⁾。

発信の回数は懲役受刑者は 1 月毎に 1 通としており（執行規則 129 条）行刑累進処遇令は等級により、第 4 級受刑者は毎月 1 通、3 級は毎月 2 通、2 級は毎週 2 通、1 級は随時としている（63 条）。

受信には回数制限はないが、これは制限が事実上困難だという理由に基づくものであって内容に関する制限は免れない³⁴⁾。

法 46 条 2 項や 47 条 1 項の規定に対して、例えば弁護士宛の信書に対する一部不許可の処分について、違法であると示された事例³⁵⁾もあるが、「各規定は、受刑者の拘禁目的と監獄内の秩序維持という目的に照らして、受刑者の通信の自由に対する合理的な範囲の制限であり、憲法 13 条、その他の憲法の規定に違反するものということができないと解するのを相当とする。」³⁶⁾

と考えられており、それらの措置に対する受刑者の不満は非常に多い³⁷⁾。

また法 50 条、執行規則 130 条(「在監ノ発受スル信書ハ所長之ヲ検閲ス可シ」)により受刑者の発受信する信書には検閲がなされる。この検閲については「公共の福祉のために、受刑者その他一定の者を拘禁することは、すでに憲法および法律上容認されており、かつ、拘禁はそのもつ一面の作用である社会隔離の点において、外部との自由な交通と背反的な性質を有し、外部とその秘密かつ自由な信書を許すにおいては拘禁および戒護を妨げるおそれ、換言すれば、逃走暴行、自他殺傷等のおそれと施設内の規律と秩序を乱すおそれのあることは見易い道理であり、監獄維持と一般社会の不安の防止という公共の福祉のために、監獄に拘禁されている者の発信する通信を、監獄の長が検閲することは許されなければならない」³⁸⁾と示されており、また、前述の東京地裁(3月13日)においても「所長が受刑者の発受する信書を検閲することは、前記法 46 条 2 項、47 条 1 項によつて信書の発受禁止処分をするかどうかを決定するうえにおいて必要、不可欠のことであり、前記検閲について定めた法規は、憲法 13 条その他の憲法の規定に違反するものということができる。」としており、違法なものとは考えられていない。そのため、弁護士との間の信書についても検閲はなされる。

だが、弁護士と接見の際にも立会いがなされ、手続きにも検閲されるのであれば、訴訟に関する秘密は保障されない³⁹⁾ことになる。

例えば Pinkey v. Canada 事件⁴⁰⁾は、通報者ピンキー氏が財物強要罪で有罪とされ服役中に外部の者との連絡が妨げられたと主張して争われたものである。本件の事例は結果としては「規約違反の被害者であったことを立証する証拠はない」として規約違反とは認められなかった。

もっとも、1961 年のカナダのブリティッシュ・コロンビア州の拘禁所規則・細則第 2 .40(b)「条項のきわめて一般的な表現により法律規定は、それ自体として、委員会では恣意的な適用に対する十分な法律保護を与えるものではなかった。」として規約違反とはされなかったが、このような拘禁所規則の一般的な表現による規定では恣意的な適用に対しては十分な法的な保護(予防策)にはならないとしており、B 規約 17 条の趣旨には不十分と判断をしたと解される。確かに本件においても、検閲自体が規約に反するものではないとしたものと解されるのであるが、少なくとも弁護士との訴訟の件に関してまで検閲されるわが国の現状は B 規約 10 条の「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。」あるいは 17 条の権利が十分に保障されていないと思われる。

ところで、わが国は B 規約の第 1 議定書⁴¹⁾を批准しておらず、個人の通報⁴²⁾に基づいて人権委員会に申立を行うことはできない⁴³⁾。申立が行えないからこそ、B 規約の問題は真摯に捉えられるべきである。人権問題は決して国内だけの問題として理解していいのではないのであって、日本的、アジア的人権という地域と特殊性で人権が語られてはならない⁴⁴⁾はずであるからだ。

他の国際人権法においては最低基準規則が通信での交通が許されなければならない(第 37)

としており、また「受刑者の刑執行当初から、釈放後の将来について考慮を払わなければならない。受刑者には、その家族の最上の利益および自己の社会復帰を促進するような施設外の個人または機関との関係を維持し、または設定するように勤め、かつ、援助しなければならない。」（第80）としている。さらに保護原則19条でも外部との十分な連絡の機会が与えられなければならないとされている。

わが国の受刑者の状況においては、例えばヒューマンライツ・ウォッチが国際人権法違反が日常的に起こっていると勧告（Recommendations）しており⁴⁵⁾、その中では外部社会との接触に関する問題点も指摘している。

だが、その後の判例においても受刑者と外部との信書の発受はいまだに制限的であると思われる⁴⁶⁾。

そもそも不許可の理由としての判断は「当該監獄の諸事情に通じ、受刑者の処遇等に関して専門的、技術的知識と経験を有する刑務所長の合理的な判断に委ねられる」⁴⁷⁾とされている。

もちろん、その運用が恣意的であってはならないことは当然だが、「犯罪の容疑とか監獄の存在自体などにかかわるような重大明白はものに限って抹消が許されると解すべきではない⁴⁸⁾」というのではなにもって「合理的な判断」なのか判断基準は曖昧なものとなりかねない⁴⁹⁾。

今後は、諸外国では行われているような電話での外部との交通、あるいは最近一般に普及している電子メール⁵⁰⁾によるやり取りも含めて、外部との信書の発受が認められるように検討されるべきであろう。

(2) 死刑確定者

死刑確定者の処遇の目的は⁵¹⁾、懲役受刑者とは異なり社会復帰の目的ということではないのであるが、人権という意味においては執行がおこなわれるまでは当然のことながら「人間として生きる」⁵²⁾のであり、その権利は不当に侵害されてはならない⁵³⁾。だが、規約人権委員会は、わが国の第3回報告書⁵⁴⁾に対して死刑確定者の処遇 特に外部との交通 は「面会や通信についての不当な制限」⁵⁵⁾との意見を採択している。

死刑確定者は1963年の矯正局長の通達「死刑確定者の接見及び信書の発受について」により、外部との交通はより制限的になってきたとされ、(1)本人の身柄の確保を阻害し又は社会一般に不安の念を抱かせる虞のある場合、(2)本人の心情の安定を害する虞のある場合、(3)その他の施設の管理運営上支障を生じる場合にはおおむね許可を与えないこととする、としている。本来、法3条による刑事被告人に準じて扱われるということならば、外部との交通は広く認められてもいいと考えられるのであるが、上記通達によりごく限られた親族としか面会・通信は認められなくなってきたといえる⁵⁶⁾。

刑務所長が死刑確定者と外部の者との接見や信書の発受に対してなされた措置が違法ではないとされた事例では「死刑確定者と外部交通の相手方の限定や信書の発信の出願の手續に関し

て東京拘置所でとられている右のような措置には、(略)それなりに合理的な理由が備わっているものと考えられ、(略)これらの措置について監獄の長の裁量的判断が尊重されるべきものと考えられることも考慮すると、右の各措置を違法なものとするのは困難というべきである。」⁵⁷⁾と示した。

また最高裁は死刑確定者の「拘禁の趣旨、目的、特性にかんがみれば、監獄法46条1項に基づく死刑確定者の信書の発信の許否は、死刑確定者の心情の安定にも十分配慮して、死刑の思考に至るまでの間、社会から嚴重に隔離してその身柄を確保するとともに、拘置所内からの規律及び秩序が放置することができない程度の害することがないようにするために、これを制限する必要かつ合理的であるか否かを判断して決定すべきものであり、具体的場合における右判断は拘置所長の裁量に委ねているものと解すべきである。」⁵⁸⁾と判示し、発信を不許可とする処分はB規約6条、7条、10条、17条、18条には違反しないと示した。

しかし、死刑確定者は刑事被告人と同じく逃走の防止(刑事被告人の場合には証拠防止も含まれるが、死刑確定者はこの目的は消滅していると考えられる)の目的で拘禁されているのであり、刑事被告人との間に差異はあるが特に特異に取り扱うべきではなくその処遇は刑事被告人と同様の処遇がなされるべきである(例えば大阪地裁前掲昭和33年8月20日判例など)。そのため信書の発受は原則自由で、制限がなされるとすればその判断基準は「明白かつ現在の危険」によって判断されるべきものではないかと解される。

規約人権委員会は第4回のわが国に対する最終所見でも第3回に続いて死刑確定者の処遇懸念を抱いており、通信などの制限が示されている。このことは死刑確定者の外部との交通の措置が明らかにB規約に対して違反していることを示しているといえよう。

4. 法律(監獄法)の国際化

諸外国においては制度が異なることもあり一概に論じることはできないのであるが、例えばアメリカでは合衆国憲法修正第1条の権利(「連邦議会は、国教の樹立を規定し、もしくは信教上の自由な行為を禁止する法律、また言論および出版の自由を制限し、または人民の平穩に集会をし、また苦痛事の救済に関し政府に対して請願をする権利を侵す法律を制定することはできない。」)を有しており、刑務所の門をくぐったとしても人間としての本質を失うものではない⁵⁹⁾といわれている。

外部との交通においてのリーディングケースとしてあげられるのがプロキュニア対マーティニズ事件⁶⁰⁾である。本件の場合では、受刑者の信書の発受に対する検閲の規則に対する申立に対して裁判所は、外部との通信の権利を侵害しており、刑務所の規則拡大的になされており違法であると判示した。もっとも一般的な制限は必要で、検閲も認められる旨は示している。

ただし、手紙が不許可になった場合にはそのことが知らされなければならないなど1つの基

受刑者の人権（多田）

準を示した。

また、弁護士や裁判所への信書は権利として認められる⁶¹⁾ものと考えられている⁶²⁾。

イギリスにおいても外部交通の拡大（検閲の廃止や電話）⁶³⁾がなされ、その他にも夫婦面会のための面会施設を認めている国もある⁶⁴⁾。

フランスでは被拘禁者は家族訪問ユニットと呼ばれる2室からなるアパートで、妻および子供と8時間ないしは16時間の間一緒に過ごせ、その間、看守は建物の外からの監視しかできないというものを、いくつかの施設で試行することになっている⁶⁵⁾といわれている。

一方でわが国の実情は前述のように外部との交通の権利は制限的にか認められておらず、刑事施設法案においては親族や面会により受刑者の改善更正に資すると認められる者などの面会ができる旨が定められているが（92条1項1・2・3号）「刑事施設の長は、受刑者の正当な利益の保護又は矯正施設の効果的な実施のために適当と認められる場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定にかかわらず、立会いを行わないことができる。」（92条2項）としており、面会に関する制限も法務省令で定める（93条）としているのは、現行法となんらかわりはない。また、信書についても面会と同様に厳しい制限が設けられている。特に「訴訟の遂行・・・法律上または業務上の重大な利益に係る用務の処理のため面談をすることが必要な者」（92条1項1号）は弁護士が該当すると解されるが、ここでも「受刑者は、刑事施設の職員による立会いの下で、次に掲げる者と面会することができる。」（92条1項）としており、弁護士との面会にも現行法と同様に立会いがなされる。これでは何のために「国際化」を掲げて改正作業をしようとしているのであろうか。

かつて受刑者はアウトローとして考えられており、アウトローであるから、外の社会から完全に隔離された場所で非人間的な扱いを受けても文句をいえず、「特別権力関係理論」も受刑者のこのような把握に対する法的継承の理論という機能を果たしていた⁶⁶⁾ともいわれていた。

しかし、現在では受刑者も拘禁に伴う自由の制限を除いては一般の市民と同様と考えられる。

このような考え方からすると外部との交通は面会・信書とも原則とし自由でなければならぬ。特に「行刑の制度は、被拘禁者の矯正及び社会復帰を基本的な目的とする処遇を含む。」（B規約10条3項）とするならば、外部との接触は非常に重要なものになる。

朝日新聞は「だれとも接さず、運動も作業も独りぼっち」⁶⁷⁾と独居房に10年以上入れられている受刑者が全国で26人もいることを報じている。この中では「家族との面会は認められているが、刑期が長くなった受刑者は家族との死別などで他人と接する機会がほとんどなくなることが多い、という」と述べられている。

このような独居に拘禁されている受刑者においても、規約人権委員会は7条における一般的意見において「独居拘禁のような措置でさえ、状況に応じては、特に、人が接触を断たれている状況に置かれているときには、本条に反する場合があります。」⁶⁸⁾⁶⁹⁾と解釈している。

朝日新聞の報道は前述のヒューマン・ライツ・ウォッチやアムネスティなどのNGOの団体

から様々な指摘を受けているわが国の行刑が、法律の国際化からほど遠いことを示しているのに他ならない。

5. おわりに

自由刑の本質を社会復帰と考えるならば、例えば法務省矯正研修所編の『行刑法』⁷⁰⁾で示されているように「今日においては、受刑者の矯正及び社会復帰を促進するため、良好な家族的、社会的関係を維持させ、その円滑化ないし改善を図ることが重視されるに及んで、受刑者の接見及び信書の発受は、社会復帰の円滑化のための効果的な手段として、矯正処遇上重要な役割を果たすものとする」とされ外部交通は受刑者の処遇にとっても欠かせないものとなる。

しかし一方で受刑者の処遇を社会復帰の観点から考えることは、社会復帰に適さないと判断された外部との交通は遮断されることも考えられる。その意味からも社会復帰の観点のみを強調することは疑問がもたれる。

やはり自由刑の本質は受刑者を拘禁することに主眼がおかれると考えるべきであり、受刑者も「人間としての尊厳」をもつ主体であることを認識し、拘禁するうえにおいて制限される基本的な制約を今一度認識する必要がある。

少なくともそこでは人権が恩恵的に与えられるものであってよいはずはなく、またその基本的人権の制約については法律に基づいてなされなければならない。

また、「わが国の行刑が、『被収容者の権利自由を違法に侵害している』とか、『受刑者に対する社会復帰が不十分である』といった批判が、一部で繰り返され、それを鵜呑みにしたマスコミの興味本位な報道が相変わらず見られる。いずれも、被収容者処遇の実情を誤解し、あるいは故意に歪曲しているとしが言い様がない」⁷¹⁾という見解もあるが、果たしてそうだろうか。

規約人権委員会はわが国の行刑に対して「深い懸念」を示したのである。「被収容者処遇の実情を誤解」しているというのであれば、刑務所当局による裁量に基づく処遇は改められるべきであり、またその基準（通達など）はひろく一般的に開示される必要がある。

そして外部との交通においてはB規約7条・10条・14条などを尊重すべきである⁷²⁾。面会・信書は原則として親族以外の者とも広く認められるべきである。特に弁護士との面会においては無立会いであるべきで、信書においても（少なくともそれが訴訟に関する限りにおいては）検閲は原則としては行われるべきではない。

21世紀を迎えた今日、受刑者の人権を考えるうえにおいてはもはや「日本型行刑」だからという理由が国際社会から許される時代ではない。わが国は規約人権委員会などで示された課題を早急に解決する必要に迫られている。

<注>

- 1) Concluding Observation of the Human Rights Committee (CCPR/C/79/add.102).
- 2) 朝日新聞 1998年11月28日。
- 3) 本稿では主に懲役受刑者の問題（一部死刑確定者を含む）を中心に扱う。
- 4) 国際人権法とは「個人および個人の団体が国際的に保障された権利を政府によって侵害されないように、これらの人々を保護すること、ならびに、この人々に保障されたこれらの権利を促進することに関する法と定義される」(トーマス・バーゲンソル 小寺初世子訳『国際人権法』東信堂 1999年 3頁)もの、あるいは「人権に関する国際習慣とそれらの諸権利の履行確保のための規範により構成される一連の規範的体系」(北村泰三『国際人権法と刑事拘禁』日本評論社 1996年 6頁)であり、基本的人権を普遍的なものとして捉え「その内容を具体化したもの」(北村前掲書 187頁)と解するものである。
本稿では主にB規約、被拘禁者処遇最低基準規則(Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners 以下 最低基準規則)、「あらゆる形態の拷問及びその他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱い又は刑罰の禁止に関する条約」(Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment 以下 拷問条約 わが国は未批准)、「あらゆる形態の拘禁の下にあるすべてのものの保護のための原則」(Body of Principles for the Protection of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment 以下 保護原則)などを国際人権法として取り扱う。
なお、最低基準規則、保護原則などは条約ではなく法的拘束力があるとは解されないが、「被拘禁者の人権擁護を中心に適正な矯正立法及び実務の運営についての基本的な指針であるので、自国の刑事司法及び実務の在り方を考えるに当たって、大いに参考とすべきもの」(橋本洋子「国際準則と矯正矯正施設における被収容者の処遇に関する準則2」『刑政』105巻8号49頁。)といえよう。
- 5) 最大判 昭和58年6月22日 民集37巻5号 793頁。
- 6) 親族とは6親等以内の血族、配偶者や3親等以内の姻族、または内縁関係の配偶者が含まれる(小野清一郎 朝倉京一『改訂 監獄法』有斐閣 1970年 340頁)。
- 7) 親族であっても14歳未満の者との接見は以前は禁じられていた(改正以前の執行規則120条)が、最高裁は執行規則120条は法50条の範囲を超え無効であると示し(最判平成3年7月9日 民集45巻6号 1049頁) その後120条は削除され、14歳未満の者との面会は認められることになった。
- 8) 受刑者は第4級から第1級までに階級分けされており(行刑累進処遇令16条) 階級があがれば規則の制限が緩和される。
- 9) 保護関係者とは一般に「受刑者の矯正と社会復帰のため自立更正の援助者たりうる者をいうと解されている」(石川才顕「外部交通」菊田幸一編『判例刑事政策演習 矯正処遇編(改訂増補版)』新有堂 1987年 150頁)。
- 10) 小野他 前掲書 339頁。
- 11) 特別権力関係については室井力「受刑者の収容関係と特別権力関係理論」『刑政』74巻2号12頁以下、菊田幸一「監獄拘束関係の特殊性」菊田幸一編前掲『判例刑事政策演習』1頁以下など参照。
- 12) 菊田幸一「矯正判例の検討(1) 監獄拘束関係の特殊性」『判例時報』1531号168頁。
- 13) 監獄法改正の議論は近年活発にあり、刑事施設法案は3度国会に提出されているが、いずれも廃案になっている。
- 14) 東京地裁 平成5年11月14日 判例時報 1482号 21頁。
- 15) 菊田幸一『受刑者の法的権利』三省堂 2001年 174・175頁。
- 16) 判決は被告(国)側の中核派との関係が教化・改善の目的に反するという主張に対しては「そのような事実の認識や評価に基づく裁量権の行使の結果がおよそ不合理であるとか、社会観念上その行使に逸脱濫用があるということとはできない」と示している。
- 17) 菊田幸一編『検証・プリズナーの世界』明石書店 1997年 505頁。
- 18) 「弁護人との接見時については、その性質上、一般的制限に対する大幅な例外がおかれている」(小野他前掲書 339頁)といわれているが、接見における刑務所職員との立会い、接見時間などから必ずしもその制限に大幅な例外がおかれているとは思われない。
- 19) 東京地裁 平成3年8月30日 判例時報 1403号 51頁。
- 20) 北村泰三「国際人権法と受刑者の権利 自由権規約上の外部交通権の検討」『法学新法』102巻3・4号140頁。
- 21) 東京高裁 平成5年7月21日 判例時報 1470号 7頁。
- 22) 身分帳簿は執行規則22条により作成されるもので、在監者の名簿に関する最も重要な文章綴であり、身分調査表、行刑成績調査表、接見表などで構成されているもの(小野他前掲書 118頁)である。

- 23) 徳島地裁 平成8年3月15日 判例時報 1597号 115頁。
- 24) ウィーン条約の解釈については 国際法事例研究会『日本の国際法事例研究(5)条約法』慶應義塾大学出版会 2001年 3頁以下、北村前掲『国際人権と刑事拘禁』65頁以下など参照。
- 25) 高松高裁 平成9年11月25日 判例時報 1653号 117頁。
- 26) 最判 平成12年9月7日 訟務月報 47巻2号 327頁、判例時報 1728号 17頁。
- 27) ヨーロッパ人権裁判所は「条約において約束の遵守を確保するため」に設置されたもの(ヨーロッパ人権規約19条)で、「締約国及び委員会のみが、裁判所に事件を付託する権利を有する」もの(同44条)である。
- 28) 北村泰三「自由権規約の解釈方法と裁判所 徳島刑務所受刑者接見訴訟控訴審判決をめぐって」『季刊弁護』14号 133頁。
- 29) ヨーロッパ人権条約は人権及び基本的自由の保護のために1953年に発効されており、6条1項では「全ての人は、自己についての民事上の権利及び義務又は刑事上の全ての起訴の合法性の決定のため、自己についての訴訟を、妥当な期間内で、法律によって設置された独立の公正な裁判所で、公正で公開の審査を受ける権利を有する。」と定めている。
この6条をめぐり争いがあった事例として Campbell and Fell v. United Kingdom 本件については “Prisoner’s rights: access to advice, solicitors’ visitors, personal correspondence/case of Campbell and Fell v. United Kingdom”, 6 Human Rights Law Journal, 1985, pp.255-299.
“concerning the judgment of the European Court of Human Rights of 28 June 1984 in the case of Campbell and Fell”, Council of Europe Yearbook of the European Convention on Human Rights, 1986, pp.213-215.
本件は刑務所職員を相手に民事訴訟を起こそうとした受刑者が、弁護士との接見において刑務所職員の立会いの下で行われるのはヨーロッパ人権規約6条に違反するとして争われたもので、ヨーロッパ人権裁判所は6条に違反すると判示した。
なお、イギリスの刑法に対するヨーロッパ人権条約上の判例が与えた影響については、北村泰三「ヨーロッパ人権条約と受刑者の外部交通権 イギリスに関する人権裁判所の判例を中心に」『熊本法学』83巻 119頁以下参照。
また、ヨーロッパ人権条約については See, Zaim M. Nedjati, “Human Rights under the European Convention”, 1978, F・スュードル 建石真公子訳『ヨーロッパ人権条約』有信堂高文社 1997年1頁以下など参照。
- 30) 藤田久一『国際法人権講義 人権・平和』東京大学出版会 1994年 83頁、F・スュードル前掲書 1頁。
- 31) 例えば鴨下守孝「被收容者に対する処遇の在り方」『犯罪と非行』121号 75頁以下など。
- 32) 菊田幸一編『受刑者の人権と法的地位』日本評論社 1999年 180頁。
- 33) 小野他前掲書 350頁。
- 34) 前野育三「外部交通」『法律時報』48巻7号40号。
- 35) 鳥取地裁 平成6年1月25日 判例タイムズ 847号 139頁。
- 36) 東京地裁 昭和55年3月13日 訟務月報 26巻5号 747頁。
- 37) これらの不満については、例えば菊田編前掲『検証・プリズナーの世界』、監獄法とたたかう獄中者の会編『全国監獄実態(増補新装版)』緑風出版 1996年 など参照。
なお、これらの(元)受刑者の発言については、(元)受刑者の中には刑務所に不満を抱いている者もあり信用できないといった見解もあるようであるが、一般市民が刑務所の実態を知ることが容易ではなく、「たしかに100%客観的な事実として盲信するつもりはない。しかし、それが仮に部分において事実と異なる状況下でのことであったとしても、大部分において事実であるならば、われわれはそれを重大な問題として真摯に問題視しなければならない」(菊田編前掲『検証・プリズナーの世界』3頁)と思われる。(拙稿「受刑者の法的地位と監獄法改正 主に生活条件の問題に関して」『現代社会文化研究』19号 21頁。)
- 38) 大阪地裁 昭和33年8月20日 行裁例集9巻8号 1662頁、判例時報 159号 6頁。
- 39) 北村前掲『法学新法』143頁。
- 40) 国際人権規約翻訳委員会編『国際人権規約先例集』東信堂 1989年 154頁以下。
- 41) 国際人権規約にはB規約の他に「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」(A規約)と「市民的及び政治的権利に関する国際規約に関する国際規約についての選択議定書(第1議定書)及び「市民的、政治的権利に関する第2議定書」(死刑廃止条約)がある。わが国は第1議定書と死刑廃止条約は未批准。
第1議定書は個人が規約上の人権侵害を人権委員会に申立ることができることを認めている。
- 42) 個人通報制度に関する手続きについては シンヘボン「個人通報制度」『法学セミナー』530号 68

受刑者の人権（多田）

頁以下 参照。

- 43) この点については選択議定書は、規約本体以上に新しい権利を規定したというわけではなく、規約の実施のための1つの手続きであるので、わが国が本当に規約を守っているのであれば自信をもって批准に踏み切れるはず（シンヘボン前掲書 71 頁）であり、早期の批准が望まれる。
- 44) 菊田幸一「国際的視野からみた受刑者の人権」住吉良人編『現代国際社会と人権の諸相』成文堂 1996 年 186 頁。
- 45) PRISON CONDITION IN JAPAN, Human Rights Watch /Asia, Human Rights Watch Prison Project、訳として刑事立法研究会『監獄における人権／日本』現代人文社 1995 年。
- 46) 例えば最判平成 10 年 4 月 24 日 判例時報 1640 号 123 頁。本件は受刑者が発受した信書の一部抹消が憲法 21 条に反するとして争われたものである。判決では受信した信書及び発信した信書の一部抹消が憲法 21 条に違反しないとしている。
- 47) 熊本地裁 平成 8 年 1 月 26 日 判例タイムズ 910 号 96 頁。本件においては信書の書き直しを指導し、発信を阻止した行為に逸脱があったとされた。
- 48) 東京地裁 昭和 55 年 8 月 14 日 東高判時 31 巻 8 号 103 頁。
- 49) この点においては判例においても「監獄法 4 7 条 1 項は、信書の発受をもって『不適當ト認ムルモノ』は許可すべきでない旨規定しており、何をもち『不適當』というべきかは一義的ではなく、信書検閲の取扱に際してのその解釈基準は、被告刑務所長側においても、明白にされておらず、その判断は微妙なものがあるというべき」（大阪地裁 昭和 43 年 9 月 16 日 判例タイムズ 227 号 224 頁）と示されたものがある。
- 50) この場合 LAN(Local Area Network)を利用した場合にはコンピューターの管理者は電子メールの内容を閲覧することが可能である。しかも、内容を閲覧してもそれだけでは受け取る側・送る側には閲覧されたかどうか分からないという問題も生じうるのであり、実施にあたる場合には法に基づく厳格な運用が必要になるであろう。
- 51) 死刑確定者は刑事被告人に適用すべき規定が、別段の規定があるものを除いて適用される（法 9 条）としている。このため、刑事被告人に準じた扱いがなされる。例えば「一日の生活スケジュール、衣食などその処遇は原則として未決拘禁者のものが適用される」（坂本敏夫「死刑執行と死刑囚の処遇」『法律時報』69 巻 10 号 18 頁）のである。
- 52) 菊田幸一「国際化における受刑者の人権」『NCCD』12 号 27 頁。
- 53) 死刑に関する議論はその制度の存廃を含めてさまざまであるが、本稿では外部交通（主に面会）の問題に限って論じる。なお死刑に関する文献については明治大学犯罪学研究室『死刑問題に関する研究目録』1994 年参照。また最近の文献については NCCD の辻本衣佐編「死刑に関する文献」に詳しく載っている。
- 54) CCPR/C/70/Add. 1 and Corr. 1 and 2.
- 55) CCPR/C/79/Add. 28.
- 56) 「最近死刑が確定したものについては、ごく限られた近親者以外との面会・通信は認められない実態にある。近親者がいなくなったり、いても連絡を望まないときには、全く外界との連絡が不可能になっているケースすらある」と日弁連のカウンターレポートは指摘している。（日本弁護士連合会編『日弁連カウンターレポート 問われる日本の人権』こうち書房 1993 年 128 頁。
- 57) 東京地裁 平成 4 年 3 月 24 日 判例時報 1422 号 91 頁。
- 58) 最判 平成 11 年 2 月 26 日 訟務月報 45 巻 10 号 1927 頁。
- 59) An American Civil Liberties Union Handbook “The Rights of Prisoners”, 1988, p.22.
- 60) Procuner v. Martinez 416 US396,40L Ed 2d 224,94SCt 1800
- 61) An American Civil Liberties Union Handbook,op,cit.,pp.23-24.
- 62) アメリカの面会・郵便などの判例については 菊田幸一「受刑者の憲法上の地位 アメリカにおける面会、郵便、宗教等の判例を中心として」『法律論叢』67 巻 4・5・6 号 1 頁以下が参照。
- 63) 海渡雄一「すすむイギリスの刑務所改革」NCCD 創刊号 24 頁。
- 64) Human Rights Watch “The Human Rights Watch Global Report on Prison”,1993,pp.104-106.、菊田幸一「受刑者の人権と法的地位に関する研究」『明治大学社会科学研究所紀要』第 38 巻 1 号 66 頁、大橋哲「オランダの矯正事情について」『刑政』112 巻 3 号 36 頁以下、など。
- 65) ミッシェル・マッセ 白取祐司訳「被拘禁者の法的地位 受刑者移送条約に関連させて」『龍谷法学』33 巻 4 号 210・211 頁。
- 66) 森本益之『行刑の現代的展開』成文堂 1985 年 123 頁。
- 67) 朝日新聞 2002 年 1 月 8 日（夕刊）。
- 68) General Comment 7(16), U.N.Doc.A/37/40,pp.94-95,ANNEX . 訳として佐藤文夫「規約人権委員会の

一般的意見』『成城法学』27号 186頁。

69) 北村教授は「独居拘禁(Solitary confinement)も外部との交通が長期にわたって著しく制限される場合には、10条1項の違反に当たる」(前掲『法学新法』163頁)と指摘している。

70) 法務省矯正研修所編『研修教材 行刑法』平成3年 矯正協会 126頁。

71) 鴨下守孝「被収容者に対する処遇に在り方」『犯罪と非行』121号 75頁。

72) なお、国際人権法の観点から受刑者の人権を考える場合にはさらに深いB規約(を含めた国際人権法)や諸外国の実情などの検討が必要と思われるが、その点について後日の研究に留保したい。

主指導教員(小野坂弘教授)、副指導教員(武井楨次教授・本間一也教授)